

羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)

令和8年3月号 vol.137



2月22日は、ニャンニャンニャンの日(猫の日)でしたね。
今やいろいろな業界がネコ関連グッズを扱っており、その経済効果は3兆円にも及ぶというから驚きです。猫の日前後で、数億円規模のネコ関連グッズの売上があるそうです。
とは言っても、ネコにとっては、そんな記念日もお気に入りのオヤツがちょっとサービスされるくらいで、全く関係ないという感じですけどね(笑)
何はともあれ、ニャンコは偉い!

”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識



令和8年度税制改正で、中小企業者等にとってはもともと馴染みのある特例が改正される予定です。いわゆる”少額減価償却資産の特例”についてご紹介します。

”施行日以後の取得資産は40万円未満が特例対象”

「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」は、中小企業者等が、取得価額が30万円未満の資産を取得して事業の用に供した場合に、その事業年度で取得価額全額を損金算入できる特例です。

対象となる資産は、器具備品、機械装置のほか、ソフトウェアなどの無形固定資産も対象で、中古の資産にも適用ができます。ただし、年間の合計額が300万円までという制限があります。

今回の改正では、

- ・対象となる減価償却資産の取得価額が40万円未満に引き上げられます。
- ・対象となる法人から常時使用する従業員の数が400人を超える法人が除外されます。

留意点は、

- ・年間の合計額が300万円までという制限に変更はないこと。
 - ・40万円未満の引き上げは、令和8年度税制改正法の施行日以後に取得した資産に適用されること。つまり、同じ事業年度でも取得のタイミングで適用される要件が変わります。
- 法の施行日に注意が必要です。

「今月の本の紹介」

「晴れの日の木馬たち」
(原田 マハ 著・新潮社)

倉敷の紡績工場で働く少女が、作家になるまでを描いた作品です。

これまでも数々の絵画小説を世に生み出してきた原田さんが、かつてない熱量で「小説」と「アート」への愛を込めた長編とのこと。

主人公を通して、原田さんの心の原点に触れたような気がしました。ファンの方は必読です。

「気まぐれ簡単レシピ」

<ほうれん草とくるみの白和え>

- ・ほうれん草 100g
 - ・木綿豆腐 1/2丁 →キッチンペーパーに包んで重石をのせ、1～2時間おいて水切り
 - ・くるみ 20g
 - ・練り白ごま 大1、砂糖 小2、しょうゆ 小1と1/2(A)
- ①鍋に湯を沸かし、ほうれん草を1分ほど茹でる。
 - ②水にとって水気を絞り、3cm長さに切る。
 - ③くるみを粗く刻み、ホウロウに豆腐を入れてへらで潰す。
 - ④(A)を加えて滑らかになるまで混ぜる。
 - ⑤ほうれん草を加えて和える。

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296

E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号 羽田博樹税理士事務所